

## 雲南市告示第274号

食の幸発信施設整備事業 拠点施設基本設計業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和元年6月27日

雲南市長 速水 雄一

### 1 業務概要

- (1) 業務名 食の幸発信施設整備事業 拠点施設基本設計業務
- (2) 業務内容 基本設計及び概算工事費の積算業務等
- (3) 業務期間 契約締結の翌日から令和2年3月18日まで
- (4) 委託料 雲南市の定める方式により算出して得た金額を上限として決定する。

### 2 受託者の選択方法

#### (1) 方式

本業務の受託者選定は、単体企業又は代表企業と構成企業からなる設計共同企業体の組織とする。

#### (2) 設計共同企業体の結成要件

- ア 自主的に結成された設計共同企業体であること。
- イ 設計共同企業体の構成は、代表企業1者と構成企業1者の2者とする。
- ウ 本業務の履行に必要な要員を担当チームに配置できる者であること。
- エ 設計共同企業体の構成員は、本プロポーザルに参加する単体企業又は他の設計共同企業体の構成員となることはできない。

#### (3) 単体企業及び設計共同企業体の各構成員の共通資格要件

参加者は、次の要件を全て満たしていなければならない。

- ア 雲南市の平成31・32年度測量・建設コンサルタント業務等有資格者名簿に建築関係建設コンサルタント業務で登録されていること
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- ウ 告示日から委託契約の締結日までに、雲南市建設工事等入札参加者に対する指名停止等に係る措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。また、国及び他の地方公共団体の指名停止等の措置を受けていない者であること。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- オ 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に關与させていないこと。

#### (4) 単体企業の資格要件

- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をし、設計・工事監理業務を（参加表明書提出期限時点）10年以上継続していること。
- イ 平成21年4月以降で、延床面積1000㎡以上の新築工事を国または地方公共団体から元請けとして受注した実績がある。さらに延床面積300㎡以上の国土交通省が定める「官庁施設の設計業務等積算要領（別表）」の別表1-1建築物類型の第2号又は第5号に該当する施設の新築工事を受注

した実績があること。

ウ 中国地方（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）に本社又は、入札・契約に関する権限を委任された支社を有すること。

(5) 設計共同企業体の代表企業の資格要件

ア 上記(4)のア及びイの要件を満たしていなければならない。ただし、設計共同企業体による受注については、代表企業のみ認める。

イ 出資比率が1/2を超えていること。

(6) 設計共同企業体の構成企業の資格要件

ア 次のいずれかの要件を満たす者

(ア) 雲南市内に本社を有する者

(イ) 雲南市内に入札・契約に関する権限を委任された支社または営業所を有する者

(ウ) 島根県東部(松江市、安来市、出雲市、奥出雲町、飯南町)に本社を有する者(入札・契約に関する権限を委任した者を除く)

イ 建築士法(昭和25年 法律第202号)第23条に基づく一級建築士事務所の登録をした者であること。

(7) 協力者（協力事務所）の構成要件

単体企業及び設計共同企業体は、本業務に関して専門分野（管理技術者、意匠、構造担当を除く。）についての協力者（協力事業所）を加えることができる。ただし、協力者となった者及びその者の所属する事務所は、本プロポーザルへの参加及び他の設計共同企業体の協力者（協力事務所）となることはできない。

(8) 業務実施上の条件

ア 管理技術者(注1)は、一級建築士であること。

イ 管理技術者及び主たる分担業務分野(注3)(建築分野)の主任担当技術者(注2)は、構成する企業の組織に属していること。

ウ 管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者はそれぞれ1名であること。

エ 管理技術者が記載を求める各主任担当技術者を兼任していないこと。また、記載を求める主任担当技術者が記載を求めるほかの分担業務分野の主任担当技術者を兼任していないこと。

オ 管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者の手持ち業務について、携わっている設計業務（工事監理業務は除く。特定後未契約のものも含む。）が、原則として3件未満であること。

カ 管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者は、平成21年4月以降で、延床面積1000㎡以上の新築工事を国または地方公共団体から元請けとして受注した実績がある。さらに延床面積300㎡以上の国土交通省が定める「官庁施設の設計業務等積算要領（別表）」の別表1-1建築物類型の第2号又は第5号に該当する施設の新築工事を受注した実績があること。

キ 主たる分担業務分野(建築分野)を再委託しないこと。

ク 業務の一部を再委託する場合には、再委託先の建設コンサルタントは、国及び地方公共団体の指名停止等の措置を受けていない者であること。

注1 「管理技術者」とは、「設計、測量業務等委託契約書」第9条の定義による。

注2 「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担うものをいう。

注3 分担業務分野の分類は総合、構造、設備(※1)とする。なお、提出者においてこれ以外の分野を追加することは差し支えないが、当該分野の業務内容及び分野を追加する理由を明確にすること。

ただし、この場合において当該分野の技術者の評価は行わないが、当該分野の主任担当技術者は「記載を求める主任担当技術者」の要件を満たしていなければならない。

※1：国土交通省告示15号 別添一 1. 設計に関する標準業務 (一) 基本設計に関する標準業務  
(ロ) 戸建木造住宅以外の建築物に係る成果と書の設計の種類

(9) 参加に対する制限

次の各項目に該当する者は、単独企業又は設計共同企業体の各構成員として参加することはできない。

- ア 選定委員会の委員(以下「選定委員」という。)
- イ 選定委員及びその家族が主宰、役員、顧問をしている営利組織に所属する者
- ウ 選定委員が大学に所属する場合において、その選定委員の研究室に現に所属する者

(10) 失格要件

次のいずれかの要件に該当する場合は、その参加者は失格となることがある。

- ア 担当部局関係者に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合(本説明書等に定める手続きは除く。)
- イ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- ウ 提出書類が本説明書等の提出方法に適合しない場合
- エ 提出書類が本説明書等に示された条件に適合しない場合
- オ 虚偽の内容が記載されている場合
- カ 他の参加者のプレゼンテーション・ヒアリング審査を参観又は聴講した場合
- キ その他本説明書等に違反すると認められた場合

(11) 評価基準

ア 技術提案書提出者の選定基準

評価項目(配点)	評価事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの業務実績及び設計業務の体制</li> <li>・担当チームの能力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 設計事務所(設計共同企業体)の規模、能力</li> <li>② 過去の実績</li> <li>③ 受賞経歴</li> <li>④ 技術者の資格、経験</li> </ul>

イ 技術提案書の特定基準

評価項目	評価事項
技術提案書	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 本業務への取組意欲</li> <li>② 取組体制、設計チームの特徴</li> <li>③ 特に重視する設計上の配慮事項</li> </ul> <p>テーマ①：地域製品の販売拠点について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 農産物や加工品、総菜等の販売など「地産地商」に適した店舗を提案すること。 ※農産物の鮮度維持や出荷量の変動に対応する工夫 ※地域産品をPRする工夫 ※イートインスペースの活用を推進する工夫</li> </ul> <p>テーマ②：雲南市らしい交流拠点の核となる施設整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 周辺景観に調和するとともに、雲南市のランドマークとしてPRできる施設を提案すること。</li> <li>2) 来場者の滞在時間を長くする工夫を施設に盛り込み提案すること。 ※隣接施設(道の駅、ふるさと尺の内公園、尺の内農園)との回遊性を高める工夫、隣接施設との連携提案。 ※週末のファミリー層を取り込む工夫 ※軒先のイベントスペースに対する工夫</li> <li>3) 生産者並びに地域住民が積極的に活用したくなる施設を提案すること。</li> </ul>

	<p>テーマ③：利用者にやさしい施設整備について</p> <p>1) はじめてきた人でも分かり易い動線や配置計画、バリアフリー化など、快適性や利便性に優れた施設を提案すること。</p> <p>2) 安全性の高い駐車場になるよう配置計画を行うこと。</p> <p>3) 適切な位置に緑化ゾーンを配置すること。</p> <p>テーマ④：コスト低減を図りながら、市内産木材の活用を推進する具体的な方策を提案すること（構造は木造に限らない）。なお、コスト低減など明確な理由がある場合には、施設の分離・再構成も可能と認める。</p> <p>テーマ⑤：省エネルギー・省資源や新エネルギーの活用等による環境負荷の低減に関する考え方を提案すること。</p> <p>テーマ⑥：初期投資及び維持管理コストの縮減に関する具体的な方策を提案すること。</p> <p>※雲南市の地域特性を考慮し、上記のテーマについて提案して下さい。  なお、総面積の中で各部屋の面積が変わることは認めるが、加工場の面積は基本計画に合わせること。</p>
--	---

### 3 日程

#### (1) 募集及び選定スケジュール

項 目	日 程
募集公告、説明書等の公表	6月27日(木)
参加表明書等に係る質問書の提出期限	7月 2日(火)
参加表明書等に係る質問書に対する回答の公表	7月 8日(月)
参加表明書等の提出期限	7月12日(金)
審査結果の通知	7月19日(金)
技術提案書等に係る質問書の提出期限	8月 8日(木)
技術提案書等に係る質問書に対する回答の公表	8月19日(月)
技術提案書等の提出期限	8月23日(金)
プレゼンテーション及びヒアリング	8月30日(金)
審査結果の通知	9月 5日(木)

※ 上記日程は、都合により変更することがある。その場合は事前に連絡する。

### 4 手続き等

#### (1) 担当部局

雲南市産業観光部商工振興課

住 所：〒699-1392 島根県雲南市木次町里方521-1

TEL：0854-40-1052

FAX：0854-40-1059

Eメール：shoukoushinkou@city.unnan.shimane.jp

#### (2) 関係資料の交付

各種関係書類は、雲南市ホームページからの入手を原則とする。ただし、雲南市産業観光部商工振興課においても、1者につき各1部を配布することができることとする。

#### (3) 提出期限

上記3(1)の募集及び選定スケジュールに同じ

#### (4) 提出場所

雲南市産業観光部商工振興課

## 5 その他

その他、詳細は「食の幸発信施設整備事業 拠点施設基本設計業務委託に関する公募型プロポーザル説明書」によるものとする。